令和2年度

人材育成・職場環境改善リーダー確保事業

(富山県地域活性化雇用創造プロジェクト)

募集要項

書類の提出 及び 問い合わせ先

富 山 県 人 材 活 躍 推 進 セ ン タ ー 地域活性化雇用創造プロジェクト担当 人材確保育成コーディネーター

〒930-0805 富山市湊入船町9番1号 とやま自遊館2階

1 事業目的

本事業は、富山県人材活躍推進センターが富山県の委託を受けて実施するものであり、県内の中堅・中小企業が、人材の確保、定着に向けて企業内の意識改革や職場の環境改善等の取組みを進めていくうえで、その中核となる人材(*)(以下「人材育成・職場環境改善リーダー」という。)を新たに雇用又は企業内において育成することを支援するものです。このことにより、企業における良質な雇用の確保と人材の職場定着が図られることを目的とします。

*中核となる人材:人事労務従事者として一定の経験や知識等を有する者

2 補助対象事業

補助対象事業は次の2コースとします。

(1) 中核人材確保コース

中小企業又は中堅企業が、人材育成・職場環境改善リーダーを直接又は人 材紹介会社等を活用して確保し、正社員として雇用する事業

(2) 中核人材育成コース

中小企業が、将来の人材育成・職場環境改善リーダーを企業内において育成する事業

※ 国の人材開発支援助成金を利用することが前提です。

なお、本事業は、企業における良質な雇用の確保と人材の職場定着が図られることを目的に実施するものであることから、両コースとも、補助対象の人材 (正社員として雇用又は育成する人材)は以下の条件を満たす必要があります。

- ① 補助対象期間中において実際に労働した時間数の1ヶ月当たりの平均が 163 時間以下となっていること。
- ② 補助対象期間中において実際に出勤した日数の1ヶ月当たりの平均が19日以下となっていること。
- ③ 補助対象期間中における所定内給与額(*)の1ヶ月当たりの平均が232 千円以上となっていること。
- ④ 上記の雇用条件が、補助対象期間終了後も引き続き継続されるものであること。

* 所定内給与額

・超過労働給与額を除く労働契約、労働協約、あるいは事業所の就業規則などによってあらか じめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額(所得税、社会保険料 などを控除する前の額)とします。

なお、超過労働給与額は、次のいずれかに該当する給与の額とします。

- 1 時間外勤務手当(所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与)
- 2 深夜勤務手当(深夜の勤務に対して支給される給与)
- 3 休日出勤手当(所定休日の勤務に対して支給される給与)
- 4 宿日直手当(本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与)
- 5 交代手当(臨時に交代制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交代勤務給など、労働時間の位置により支給される給与)

3 補助対象事業者

以下のすべてに該当する者を本事業の対象者とします。

- (1) 富山県内に事業所を有する中小企業(中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項に規定する会社及び個人) ただし、中核人材確保コースについては、富山県内に事業所を有する直近の年度の売上高が 500 億円以下の中堅企業を含む
- (2) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類に定める下記の業を営む者
 - ①成長産業分野
 - (ア) 医薬・バイオ分野、医薬工連携分野、ヘルスケア分野

指定主要業種:化学工業(16)、業務用機械器具製造業(27)

指定関連業種:繊維工業(11)、パルプ・紙・紙加工品製造業(14)、印

刷・同関連業(15)、プラスチック製品製造業(18)、非 鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械 器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、電気機 械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、通 信業(37)、情報サービス業(39)、インターネット附随 サービス業(40)、映像・音声・文字情報制作業(41)、 専門サービス業(他に分類されないもの)(72)、広告業

(73)、技術サービス業 (74)

(イ) 次世代自動車分野、航空機分野、ロボット分野、環境エネルギー分野 指定主要業種: 非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)

指定関連業種:繊維工業(11)、木材・木製品製造業(12)、パルプ・紙・

紙加工品製造業(14)、プラスチック製品製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、鉄鋼業(22)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、輸送用機械器具製造業(31)、通信業(37)、情報サービス業(39)、インターネット附随サービス業(40)、映像・音声・文字情報制作業(41)、専門サービス業(他に分類されないもの)(72)、広告業(73)、技術サービス業(74)

②人手不足分野

(ア) 建設業

指定主要業種:建設業全般

指定関連業種:石油製品・石炭製品製造業(17)、プラスチック製品製

造業(18)、ゴム製品製造業(19)、窯業・土石製品製造

業(21)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、非鉄金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、輸送用機械器具製造業(31)、通信業(37)、情報サービス業(39)、インターネット付随サービス業(40)

(イ) 運輸業・郵便業

指定主要業種:鉄道業(42)、道路旅客運送業(43)、道路貨物運送業(44)、 水運業(45)、航空運輸業(46)、倉庫業(47)、運輸に付 帯するサービス業(48)

指定関連業種:情報通信機械器具製造業 (30)、輸送用機械器具製造業 (31)、通信業 (37)、情報サービス業 (39)、インターネット付随サービス業 (40)

(ウ) 宿泊業・飲食サービス業

指定主要業種:宿泊業・飲食サービス業全般

指定関連業種:通信業(37)、情報サービス業(39)、インターネット付 随サービス業(40)、映像・音声・文字情報制作業(41)、 広告業(73)、その他の生活関連サービス業(79)

(エ) 卸売業・小売業

指定主要業種:卸売業・小売業全般

指定関連業種:印刷・同関連業(15)、通信業(37)、情報サービス業(39)、インターネット付随サービス業(40)、広告業(73)

(オ) 医療・福祉

指定主要業種:社会保険・社会福祉・介護事業(85)

指定関連業種:化学工業(16)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機 械器具製造業(27)、電気機械器具製造業(29)、輸送用 機械器具製造業(31)、通信業(37)、情報サービス業(39)、 インターネット付随サービス業(40)、道路旅客運送業 (43)、洗濯・理容・美容・浴場業(78)、その他の生活 関連サービス業(79)

(3)以下のすべてを満たす者

- ① 雇用保険適用事業所の事業者であること
- ② 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内の事業者でないこと
- ③ 労働保険料を滞納している事業者でないこと(補助金の交付申請を行う 年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと)
- ④ 補助金の交付申請を行う日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業者であること

- ⑤ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと
- ⑥ 富山県税の全税目について滞納がないこと
- ⑦ 審査に必要な書類等を整備保管し、国や県による実地検査の受け入れに 協力する事業者であること
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号(以下「暴力団対策法」という)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - ② 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4 補助対象予定者数

- (1) 中核人材確保コース25 人程度(1事業者あたり1人まで)
- (2) 中核人材育成コース 35 人程度(1事業者あたり1人まで)

5 補助金の概要(補助対象経費、補助対象期間、補助率及び補助限度額)

- (1) 中核人材確保コース
 - (ア) 補助対象経費

人材育成・職場環境改善リーダーの新規正社員雇用に要する人件費(給 与、社会保険料等の事業主負担分)

- ※1 新規雇用者は、富山県内の事業所において業務に従事することが必要です。
- ※2 補助金の交付申請を行う日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣又 は請負により就労したことがある者を再び雇い入れるものではないことが必 要です。
- ※3 資本関係を有する事業者で雇用されている者を雇い入れるものではないこと が必要です。
- ※4 県内に主たる事業所を有する事業者で雇用されている者を雇い入れるものではないことが必要です。

- ※5 県内の事業所において雇用されている者を雇い入れるものではないことが必要です。
- ※6 新規学卒者及び外国人留学生等は対象外とします。

(イ)補助対象期間

新たに雇い入れたい人材を決定後、補助金の交付申請を行い、交付決定 通知を受けた後に、新たに人材を雇い入れる日から起算して6ヶ月間が補 助対象期間となります。

ただし、9月1日以降雇用開始した場合、補助対象期間は、雇用開始の 日から令和3年2月28日までとなります。

なお、令和2年4月1日以降に新たに雇用した人材について、令和2年7月31日(必着)までに交付申請書を提出した場合、雇用開始時にさかのぼって補助対象となりますので、ご相談ください。(本募集要項に定める要件を満たすことが前提です。)

(ウ) 補助率

中小企業:補助対象経費の80%

中堅企業:補助対象経費の50%

※ 本事業により雇用した者を補助対象期間終了後、事業主都合により継続雇用しなかった場合(ただし、天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により継続雇用しなかった場合を除く。)は、補助率を80%から40%(50%から25%)にします。

(エ) 補助限度額

1事業者あたり 150 万円

(2) 中核人材育成コース

(ア) 補助対象経費

- ① 人材育成・職場環境改善リーダーの育成期間中に要する当該人材の人件 費(給与、社会保険料等の事業主負担分)
- ② 研修費用(上記リーダーを指導する従業員の人件費を含む。)
 - ※ 研修とは、0JT (職場で実務を行いながら行う研修) 及び 0FF-JT (職場外での研修) とし、研修時間数は、10 時間×補助対象期間の月数以上 (小規模企業者 (中小企業基本法第2条第5項 (昭和38年法律第154号) に規定する事業者) においては5時間×補助対象期間の月数以上) が必要です。
 - ※ 0FF-JT については、3回目までは国の人材開発支援助成金を利用していただく 必要があります。4回目以降の0FF-JTに要する費用及び補助期間中の人件費が 補助対象経費となります。
 - ※ ②の研修費用は補助対象経費総額の1/3以下とします。

(イ) 補助対象期間

本事業を通じて人材育成・職場環境改善リーダーとして育成する人材を決 定後、国(労働局)に「人材開発支援助成金訓練実施計画届」を提出してく ださい。当該届に記載する訓練開始日から起算して6ヶ月が補助対象期間となります。

ただし、起算日が9月1日以降の場合、補助対象期間は令和3年2月28日までとなります。

(ウ) 補助率

補助対象経費の80%

(エ)補助限度額

1事業者あたり月額25万円

6 補助金の支払い

両コースとも、事業の終了後に確定額を支払います。(精算払い)

|7 提出書類及び提出方法

- (1) 提出書類
 - ① 補助金交付申請書(様式第1号)(原本1部、コピー1部)
 - ② その他添付書類(原本1部、コピー1部)

| а | 履歴事項全部証明書 (※発行後3か月以内のもの) |
|---|--------------------------------------|
| | (個人の場合は、開業届の写し又は事業が行われていることがわかるもの) |
| b | 富山県税の全税目について滞納がないことの証明書(※発行後3か月 |
| | 以内のもの) |
| С | 直近2期分の決算関係書類 |
| | (個人の場合は、直近2期分の確定申告書の写し) |
| d | 会社概要のわかるもの (パンフレット等) |
| е | 新規雇用予定者の履歴書の写し(中核人材確保コースのみ) |
| | (日本での就労可能な在留資格者 (技術・人文知識・国際業務) を雇用する |
| | 場合は、在留カードの写し(表裏)を添付) |
| f | 人材開発支援助成金訓練実施計画届の写し(中核人材育成コースの |
| | み) |

加えて、中核人材確保コースにあっては、交付決定後すみやかに、以下の 書類を提出いただきます。

- ・雇入通知書(又は労働条件通知書、雇用契約書等)の写し
- ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(2) 提出方法

交付申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて持参又は郵送により提出 してください。

【提出先】富山県人材活躍推進センター

地域活性化雇用創造プロジェクト担当 人材確保育成コーディネーター 〒930-0805 富山市湊入船町9番1号とやま自遊館2階 【受付時間】平日の9時~12時及び13時~17時

土、日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く。

8 交付申請書の審査事項

交付申請書の内容を次の観点から総合的に評価・審査し、本事業の補助を受ける ことができる事業者を決定します。

<評価基準>

- (1)人材の確保、定着に向けた企業内の意識改革や職場の環境改善等の取組み を進めていくうえで、十分な知識・ノウハウを有する人材を確保する計画 となっているか。(中核人材確保コース)
- (2)企業の将来の担い手となる人材を育成できる研修計画となっているか。(中 核人材育成コース)
- (3) 当該人材の具体的な活用方法が当事業の目的に合致するものであるか。
- (4) 正社員としての雇用であるか。また、補助対象期間終了後も当該人材が継続雇用されることが見込まれるか。
- (5) 事業の実施に伴い、新たな雇用創出効果が見込まれるか。
- (6) 事業を実施できる財務状況となっているか。
- (7) 働き方改革など職場環境の改善に取り組んでいる、もしくは、補助対象期間中に取り組みを始めることができるか。

<その他>

- ※ 審査の途中経過及び審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。
- ※ 補助対象期間終了後には、事業実績報告書を提出していただきます。
- ※ なお、予算の範囲内で、補助金交付申請書の提出があった順に補助金の 交付決定を行います。

9 その他

- (1)補助事業の完了にあたり、事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合は、補助金を減額する場合があります。
- (2)補助金の交付を受けた事業者は補助事業に係る証拠書類を整理し、補助事業が終了した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければなりません。
- (3) 補助事業の終了後、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。
- (4) 本事業は、厚生労働省及び富山県の補助金等を財源としており、補助期間中 及び補助事業の終了後、雇用状況調査等への回答をお願いすることとしており ます。
- (5)本事業による補助金と他の公的な補助金を重複して受けることはできません。 (中核人材育成コースにあっては、国の人材開発支援助成金は除く。)